

勧告等措置区分（津波対策）  
阪神港（神戸区、尼崎西宮芦屋区）

区分：「**第二体制（津波避難勧告）**」

「**大津波警報**」発表時発出、措置内容

- ・在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。
- ・500総トン以上の船舶は、大阪湾中央部周辺海域まで安全に避難可能であると判断した場合、原則として港外に避難し、保船等万全の措置を講ずること。

「**津波警報**」発表時発出、措置内容

- ・在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集に努め、津波来襲時刻等を考慮のうえ港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。

区分：「**第一体制（津波警戒態勢）**」

「**津波注意報**」発表時発出、措置内容

- ・在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集、係留索の強化等津波対策に留意すること。

第一体制、第二体制勧告実施時、措置内容として錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。

1. 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
2. 当直員(船橋当直・無線当直等)を配備すること。
3. AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。